

住宅性能証明書発行業務要領

この業務要領は、株式会社阪確サポート（以下「阪確サポート」という。）が行う「直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置に係る住宅性能証明」について適用する。

(1) 業務の対象

住宅性能証明書の発行業務の対象は、住宅を新築する場合とします。また申請の時期は原則、現場審査の対象工事着工前とします。

(2) 適合審査の実施者

適合審査の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員で阪確サポートに評価員として選任されている者とします。

(3) 適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、次のとおりとなります。なお、設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査等を阪確サポートに同時に申請する場合には、適合審査に必要な提出図書と重複するものは省略することができます。（ただし、適合審査の内容が確認できる場合に限る。）

- ・ 申請書
- ・ 設計内容説明書
- ・ 付近見取り図
- ・ 配置図
- ・ 仕様書
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図又は矩計図
- ・ 熱損失計算書（省エネ対策の計算等による場合）
- ・ 基礎伏図（耐震性等級の場合）
- ・ 各階床伏図（耐震性等級の場合）
- ・ 小屋伏図（耐震性等級の場合）
- ・ 地盤調査報告書（耐震性等級の場合）
- ・ 構造計算書（耐震性等級の場合）
- ・ 各種カタログ、試験成績書など
- ・ その他省エネ対策等級又は耐震性の審査に必要な事項が明示された図書

(4) 業務の引受

阪確サポートは、申請者から住宅性能証明適合審査の申請があった場合、提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないことを確認して引受承諾書を発行します。

(5) 審査の実施

評価方法基準に基づいて提出書類により審査します。

現場検査は耐震等級による場合は基礎と建方の2回、省エネ等級による場合は内装仕上直前の1回とします。

現場検査は提出図書等と現場の整合性を審査します。目視、計測、施工関連図書等の確認（工事写真の確認、ヒアリング等を含む）により現場審査チェックシートに沿って行います。

(6) 住宅性能証明書の発行

審査が完了し、基準に適合していると認める場合、住宅性能証明書を発行します。

(7) 証明手数料

証明手数料は、別添の住宅性能証明書等の証明業務に係る手数料一覧によります。

(8) 帳簿の作成・保管

阪確サポートは、業務管理帳簿を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、業務情報が漏れることなく、かつ、この業務以外の目的で複製、利用等がされないための必要な措置を講じて保管します。

(9) 書類等の保存

帳簿は業務の全部を終了した日の属する年度、申請用提出図書及び証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管します。

(10) 国土交通省等への報告等

阪確サポートは、国土交通省から業務に関する報告等を求められた場合には、業務の内容、判断根拠その他情報について報告等を行います。

平成26年2月20日 制定